

②北里大学学位規程

(目 的)

第1条 北里大学（以下「本大学」という。）学位規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）に基づき、本大学において授与する学位に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

第2条 本大学において授与する学位は、学士、修士及び博士とし、その種類は次のとおりとする。

(1) 学士

学士（薬学）、学士（薬科学）、学士（獣医学）、学士（農学）、学士（医学）、学士（水産学）、学士（看護学）、学士（理学）、学士（理学療法学）、学士（作業療法学）、学士（言語聴覚療法学）、学士（視覚機能療法学）、学士（臨床工学）、学士（診療放射線技術科学）、学士（保健衛生学）、学士（医療検査学）

(2) 修士

修士（薬科学）、修士（臨床統計学）、修士（医薬開発学）、修士（農学）、修士（水産学）、修士（看護学）、修士（理学）、修士（生命科学）、修士（医科学）、修士（医療科学）、修士（感染制御科学）

(3) 博士

博士（薬学）、博士（薬科学）、博士（臨床統計学）、博士（医薬開発学）、博士（医療薬学）、博士（獣医学）、博士（農学）、博士（医科学）、博士（医学）、博士（水産学）、博士（看護学）、博士（理学）、博士（生命科学）、博士（感染制御科学）

(学位授与の要件)

第3条 本大学学則及び大学院学則の定めるところにより、当該の課程を修了した者には、学士、修士又は博士の学位を授与する。

2 博士の学位の授与は、本大学院博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、専攻学術に関し本大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認された者に対し行うことができる。

(学位論文提出の資格)

第4条 前条第1項に係り、学位論文を提出することができる者は、当該の課程において所定の単位を修得し学位論文の主題とその研究計画書を当該研究指導教授又は研究指導准教授に提出し、その承認を受けた者とする。所定の単位は次のとおりとする。

(1) 修士課程（医療系研究科医科学専攻修士課程及び感染制御科学府感染制御科学専攻修士課程を除く。）

30単位以上

(2) 医療系研究科医科学専攻修士課程臨床心理学コース

53単位以上

(2)の2 医療系研究科医科学専攻修士課程医学物理士養成コース

34単位以上

(3) 医療系研究科医科学専攻修士課程（医学物理士養成コース、臨床心理学コースを除く）及び感染制御科学府感染制御科学専攻修士課程

32単位以上

(4) 博士後期課程（感染制御科学府感染制御科学専攻を除く）

40単位（修士課程における30単位を含む。）以上

ただし、本大学院学則第30条（博士課程の修了要件）第4項に規定する者については、10単位以上とする。

(5) 感染制御科学府感染制御科学専攻博士後期課程

48単位（修士課程における32単位を含む。）以上

ただし、本大学院学則第30条（博士課程の修了要件）第5項に規定する者については、16単位以上とする。

(6) 薬学研究科薬学専攻博士課程及び獣医学系研究科獣医学専攻博士課程

30単位以上

(7) 医療系研究科医学専攻博士課程

32単位以上

(獣医学系研究科獣医学専攻博士課程及び医療系研究科博士課程への学位論文提出の要件)

第5条 第3条第2項の規定により研究科(学府を含む。以下同じ。)に学位を申請することができる者のうち、獣医学系研究科獣医学専攻博士課程及び医療系研究科博士課程にあつては、次の各号の一を満たさなければならない。

(1) 獣医学系研究科獣医学専攻に学位を申請することができる者は、5年以上の研究歴がなければならない。

(2) 医療系研究科に学位を申請することができる者は、基礎医学においては5年以上、臨床医学においては7年以上の研究歴を有し、次の各項目の一に該当する者とする。

イ 大学における修業年限6年の課程(医学、歯学又は獣医学)を卒業した者

ロ 修士の学位を有する者

ハ その他、前各項目と同等以上の学力があると認められた者

2 前項各号の研究歴とは、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 大学院に在学した者は、その在学した期間

(2) 大学の専任職員として研究に従事した期間

(3) 研究科委員会(学府教授会を含む。以下同じ。)が認めた高度の研究機関において専任職員として研究に従事した期間

(4) 研究科委員会が前号と同等以上と認める方法により研究に従事した期間

(学位の授与の申請)

第6条 第3条第1項の規定により博士の学位の授与を申請する者は、所定の様式により学位申請書に学位論文、履歴書、論文目録及び論文内容要旨を添えて当該研究科長(学府長を含む。以下同じ。)を経て学長に提出するものとする。

2 第3条第2項の規定により博士の学位の授与を申請する者は、前項に定めるもののほか、研究歴証明書及び論文審査料を添えて提出するものとする。

3 前項の論文審査料は別表1のとおりとし、受理した学位論文及び論文審査料は、いかなる事由があつても返却しない。

4 論文審査料の減免については、各部門において別に定める。

(学位論文の提出)

第7条 修士課程及び博士課程の学位論文は2部作成し、当該研究指導教授又は研究指導准教授を通じ、研究科長を経て在学期間中に学長に提出するものとする。

2 第3条第2項による学位論文の提出は次による。

(1) 主論文1編とし、他に参考論文を添えることができる。

(2) 審査のため必要があるときは、学位論文の副本、訳本、模型又は標本などの材料を提出させることがある。

(審査委員会)

第8条 学位論文を審査するため、当該研究科委員会に審査委員会を置き、研究科委員会が指名する委員をもって構成する。

2 審査委員会は3名以上とする。

3 研究指導教員は、原則として学位審査委員会の委員にならないものとする。

4 審査の主査は、研究科委員会の指名する教員とする。なお、審査について必要な事項については別に定める。

(学位論文の審査及び学力の確認等)

第9条 審査委員会は、次により学位論文の審査、最終試験(以下「試験」という。)及び学力の確認を行う。

(1) 試験は、学位論文を中心として、これに関連ある授業科目について口頭あるいは筆頭試問によって行う。

(2) 第3条第2項に係る者については、学力の確認のため、前号の試験に加えて外国語を課するものとする。

2 審査委員会は、審査の結果を研究科委員会に報告する。

3 研究科委員会は、審査について必要があるときは、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。必要な事項については別に定める。

(学位論文の審査期限)

第10条 審査委員会は、第4条第1項に係る者については在学期間中に審査を終了し、第3条第2項に係る者については論文の審査を委嘱されてから1年以内に審査及び試験を終了するものとする。

(判定)

第11条 研究科委員会は、第9条第2項の報告に基づき、学位論文の審査、学力の確認及び試験の合否を議決する。

2 前項に関し合格とする議決には、本大学院学則第13条(研究科委員会、学府教授会)4項乃至第5項の定めにかかわらず、構成員の3分の2以上の出席を要し、出席者の3分の2以上の同意を要する。

(学位の授与)

第12条 学長は、前条の議決に基づき、学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(論文要旨等の公表)

第13条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3ヶ月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第14条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。

ただし、当該学位を授与される前にすでにインターネットの利用により公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該研究科長の了承を得た後、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(公表の方法)

第14条の2 第13条及び第14条に規定するインターネットによる公表は、原則として「北里大学リポジトリ」の利用により行うものとする。

(学位の名称)

第15条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、当該学位名の下に「北里大学」と大学名を付記するものとする。

(学位の取消し)

第16条 本大学において学位の授与を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、学長は研究科委員会の議を経てその学位を取り消す。

(1) 不正の方法によって学位を受けた事実が判明した場合

(2) 名誉を汚す行為があると認められた場合

(学位記の再交付)

第17条 学位記の再交付を受けようとする者は、理由を明記して、学長に申請しなければならない。

(登録)

第18条 本大学において博士の学位を授与したときは、学長は当該学位を授与した日から3ヶ月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出し、学位簿に登録する。

(学位記の様式)

第19条 学位記の様式は別表2のとおりとする。

(細則)

第20条 この規程の実施に際し、必要な事項については細則を定める。

附則

この規程は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程、は昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 19 条に定める学位記の様式は、昭和 61 年度から適用する。

附則

この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

第 2 条（学位の種類）、第 3 条（学位授与の要件）第 1 項及び第 19 条（学位記の様式）については、平成 3 年 7 月 1 日から適用する。

附則

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 衛生学部の廃止にともない、第 2 条（学位の種類）から学士（保健衛生学）を削除する。

附則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 衛生学研究科の廃止にともない、第 2 条（学位の種類）から修士（衛生学）、修士（学術）、博士（保健学）、博士（学術）を、第 6 条（学位の授与の申請）第 3 項に定める別表 1 から衛生学研究科関係条項を削除する。

附則

- 1 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医学研究科の廃止にともない、第 4 条（学位論文提出の資格）、第 5 条（獣医学系研究科獣医学専攻博士課程及び医学研究科博士課程への学位論文提出の要件）並びに第 6 条（学位の授与の申請）第 3 項に定める別表 1 から医学研究科関係条項を削除する。

附則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 医療衛生学部衛生技術学科臨床検査学専攻・産業衛生学専攻の廃止にともない、第2条（学位の種類）から学士（衛生技術学）を削除する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

- 2 薬学研究科薬学専攻修士課程の廃止にともない、第2条（学位の種類）から修士（薬学）、修士（臨床薬学）を削除する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年12月18日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2020年4月1日から施行する。